

公共工事発注者支援業務

■市町村等が発注する公共工事の設計積算補助、監督補助、検査補助、技術審査（総合評価）補助業務

●公共工事発注者支援業務

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年4月1日施行）第15条に基づき、国土交通省中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、静岡市（現在は浜松市も加盟）で構成された「施工体制の確保に関する推進協議会」は、「公共工事発注者支援機関認定制度」及び「公共工事発注者支援業務技術者認定制度」を創設（任意）し、試行的に運用することとしました。

当協会は、同協議会から「公共工事発注者支援機関」に認定され、「公共工事発注者支援業務技術者」として認定された職員を配置しています。

発注支援業務として、設計積算補助、監督補助、検査補助、技術審査（総合評価）補助の4業務を行います。業務の効果として、施工・目的物の品質向上に寄与します。



発注者支援業務（監督補助業務）



発注者支援業務（検査補助業務）



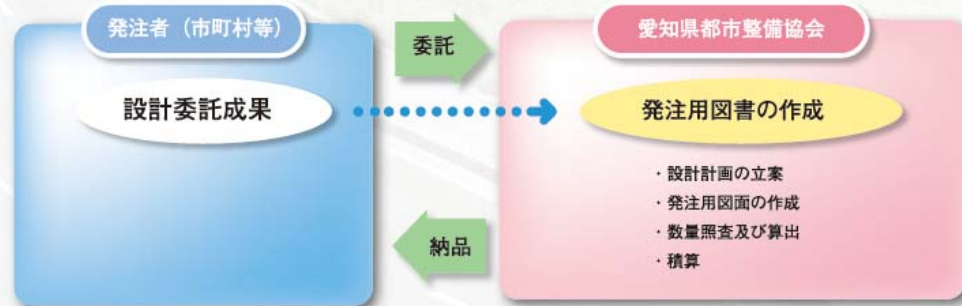
発注者支援業務（技術審査（総合評価）補助業務）

●平成21年度業務受託内訳

設計積算補助	10件	
監督補助	31件	
検査補助	44件	
技術審査（総合評価）補助	資料作成・委員会運営	6件
	委員会運営	98件
合 計	189件	

設計積算補助業務

発注用の設計図書を作成します。



※変更設計図書の作成は、当初設計とは別件の業務になります。

※積算システムは、原則として当協会が市町村等に提供しているシステム（愛知県のシステム）とします。

監督補助業務

施工管理（施工状況確認、段階立会確認（品質管理・出来形管理）、工事進捗管理）を行います。



検査補助業務

工事検査（中間・完了）の補助を行います。

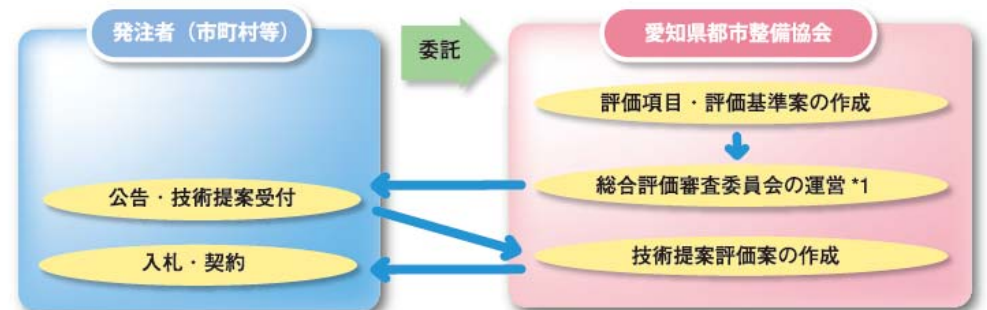


※検査補助業務のみの場合、発注者監督員の工事成績評定は、発注者で行っていただきます。

※中間検査のみの補助も可能です。

技術審査（総合評価落札方式）補助業務

総合評価落札方式に係る事務の補助を行います。



*1：委員会運営のみの補助も可能です。